

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			環境省
節	(1)	(3)	(4)	
項	①	⑩、⑪	①、②	作成年月日
目	(ii)			平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
<p>これまで、地球温暖化対策の一環として、省エネルギーの推進のための対策や、再生可能エネルギーの導入のための対策を講じてきたところ。これらの施策は、東日本大震災後の電力需給逼迫の解消や、災害に強い自立・分散型エネルギーの普及にも資する。</p> <p>主な具体的な施策内容は以下の通り。</p> <p>1. 環境先進地域の実現</p> <p>○都道府県等において基金(グリーンニューディール基金)を造成し、地域の実情に応じ、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー導入等、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の関係事業等を支援してきたところ。</p> <p>2. エネルギーの革新的技術開発の推進</p> <p>○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減に寄与する技術開発等について、委託・補助を実施してきた。</p> <p>3. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等</p> <p>○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、小規模地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギー施設・設備を率先的に導入する事業を支援してきた。</p> <p>○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、家庭部門の省エネルギーの推進のため、関心を行動に結びつける家庭エコ診断を試行的に約 1700 件実施した。</p> <p>○CO2 削減ポテンシャル診断事業において、希望する企業に対し、即効性と経済性の高い CO2 削減対策の提案を含む診断事業を実施。</p> <p>○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及を促進。</p> <p>○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業では、再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策プロジェクトにおけるオフセット・クレジット創出支援を通じた温室効果ガス削減を実施。</p>				
当面(今年度中)の取組み				

当面の電力需給対策としては、これまでの予算措置や、今夏に行われた各主体による節電努力に加え、第3次補正予算においてさらなる対策を追加することにより一層の省エネ設備投資や再生可能エネルギーの導入拡大が必要。

主な具体的な施策内容は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○次年度から、風力発電施設等に係る環境影響評価に係る基礎的な情報整備・提供を行うため、今年度はデータベースの仕様等についての予備的な検討並びに対象エリア選定に当たっての基準及び手法の検討等を行う。

2. 環境先進地域の実現

○グリーンニューディール基金制度を活用し、東北の被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入により自然環境及び社会環境での悪影響を克服する技術開発等について、委託・補助する事業を継続。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○再生可能エネルギー地域推進体制構築事業では、地域の住民等が参画した協議会活動や活動の核となるコーディネーター等の育成を通じた、地域主導型の再生可能エネルギー事業計画策定を支援。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入する際に必要な費用の一部を補助する。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、引き続き、診断のための専用ソフトの開発、効果検証のため約 6000 件の診断の実証実施等を行う。

○CO2 削減ポテンシャル診断事業では、東日本大震災による電力需給ひっ迫を踏まえ、CO2 削減対策に、節電対策の提案を加えて事業を継続。(大規模事業所及び中小規模事業所計 300 社程度で実施予定)

○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及促進を図る。

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度の推進事

業では、地方発カーボン・オフセット認証取得やカーボン・ニュートラル試
行事業などクレジット活用促進のための事業を展開しながら事業を継続。

中・長期的(3年程度)取組み

平成 24 年度以降の予算(概算要求)で実施する対策につき、来年以降の主な事業
概要は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○風力発電等の立地ポテンシャルが高い地域から優先的に、環境影響評価手続
に活用できる既存情報を収集・整理するとともに、モデル地域において現地調査等
を行うことにより、動植物・生態系等の環境基礎情報を収集・整理し、これらの情報
についてデータベースの整備及び提供等を行うことで、環境影響評価手続の迅速
化を図り、風力発電等の事業化活動を促進する。

2. 環境先進地域の実現

○再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの
導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を進めるため、グリーンニ
ューディール基金制度を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域
の防災拠点等に対する再生可能エネルギー等の導入やそのための計画策定を行
う都道府県等を支援する。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成24年度は、先導的
分散エネルギーシステム技術開発領域を新たに設置し重点的に実施する。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、平成 24
年度は国立公園や港湾内の地区を重点的に支援する。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、平成 24 年度は東北電
力、東京電力管内等電力需給環境が厳しい地域における取組を優先する。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業では、地域に根ざした主体、民間企業等が自
立的に家庭エコ診断を実施するための、公平性、中立性を確保したルールを確立す
る。

○CO2 削減ポテンシャル診断事業では、企業規模に合わせてメニューを用意する

ことで、診断後の対策実施率を高めるなど事業の改善を行いながら継続予定。

○HEMS利用によるCO2削減試行事業では、約4千世帯の HEMS を設置家庭からの集積データを蓄積するサーバーを開発し、リアルタイムのエネルギー使用量の情報とピーク電力時の価値変動や家庭の節電状況を考慮したインセンティブ付与による、家庭での CO2 削減・節電スキームの効果検証を行う。

○次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、民生部門において、個別機器の管理・遠隔制御が可能な仕組みの導入の検証を行う。

○エコ賃貸住宅 CO2 削減実証事業では、賃貸住宅のネット・ゼロエネルギー（ゼロエミッション）化を加速するため、実測調査等から標準の光熱費に相当する値を推計し、情報提供を促進することで、環境基本性能の高い賃貸住宅の入居率向上につなげる。

○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、医療施設又は福祉関連施設へのガスコジェネレーションシステムの導入を継続して支援する。

○家庭・事業者向けエコリース促進事業では、初期投資費用の負担がないリースという手法を活用し、家庭や中小企業等での再エネ・省エネ機器の普及促進を図る。

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の推進事業では、カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラルへの支援を拡大し、地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入によるオフセット・クレジットの活用促進を重点的に実施する予定。

期待される効果・達成すべき目標

平成 23 年度予算、第3次補正予算及び平成 24 年度以降の予算（概算要求）で実施する対策につき、その期待される効果及び達成目標は以下の通り。

1. 再生可能エネルギーの利用促進

○風力発電所等の設置事業等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の提供等を通じて、適正な環境配慮を確保した風力発電所等の着実な導入という効果が見込まれる。具体的には、風力発電施設の環境基礎情報を5年間で約 1,000km²（約 1,000 万 kW 分に相当）整備することにより、2020 年までに約 1,000 万 kW の風力発電施設の導入へつなげる。

2. 環境先進地域の実現

○地域主導の再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入を、復興のまちづくりとともに加速的に推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強

「環境負荷の小さい地域づくり」を目指す。

3. エネルギーの革新的技術開発の推進

○地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)では、平成 24 年度の概算要求額をベース計算した場合、新たな CO₂ 排出削減見込量は 1700 万 t-CO₂/年(2020 年)と推計している。

4. 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等

○地域主導による再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業では、地域の特性に合った事業化計画が策定されるとともに、導入ポテンシャルや事業採算性に関する情報整備・発信を通じて、大きな CO₂ 排出削減が達成される。

○小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業では、事業実施による CO₂ 排出削減量を年間 3,000t と想定している。

○家庭エコ診断推進基盤整備事業を通じ、家庭部門の実効的な CO₂ 削減・節電対策を促進する家庭エコ診断の推進のための基盤整備を行う。

○CO₂ 削減ポテンシャル診断事業では、大規模事業所及び中小規模事業所計 300 社程度の診断を行うことで、246 千t-CO₂ 程度の削減を見込んでいる。

○HEMS利用によるCO₂削減試行事業では、HEMS や見える化機器の市場創出による価格低下と機能改善が期待される。

○次世代スマートメーターによる需要側対策促進事業では、エネルギー使用状況の「見える化」、削減アドバイスや他世帯との比較に係るリアルタイムの効果的な情報提供、価格メカニズムを活用したインセンティブ施策及び家庭に対する負担のないより効果的なエネルギー制御方策の確立が期待される。

○エコ賃貸住宅 CO₂ 削減実証事業では、エコ賃貸住宅への入居を促進し、不動産価値への環境価値の反映を推進する。

○病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業では、事業実施(150 施設 × 125kW を整備)により、年間 27,000t の CO₂ 排出削減量が見込まれる。

○ 家庭・事業者向けエコリース促進事業は、様々な機器を対象としていることから、省エネ効果を定量的に示すことが困難だが、経済効果として、約 650 億円の低炭素機器の設備投資、約 2,000 人の雇用創出を見込む(平成 24 年度)。

○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度の推進事業では、369,930t-CO₂ の削減見込みに加え(平成 24 年度)、都市部の企業等の資金をプロジェクトを行う地域の農林業や中小企業等に還流させることで地域活性化にも資することが期待できる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			環境省
節	(3)	(3)	(4)	
項	⑥	⑪	⑥	作成年月日
目	(ii)、(iii)		(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み				
○ 三陸復興国立公園(仮称)への再編成に向け、中央環境審議会における議論の開始、調査・情報収集、関係者との意見交換等を実施。				
当面(今年度中)の取組み				
○ 三陸復興国立公園(仮称)の基本理念等を取りまとめたビジョンを、年度末を目途に作成する。				
○ 三陸復興国立公園(仮称)への再編成のための調査の中で、地域の観光資源の活用方策、施設の再整備等、エコツーリズムの推進、自然の再生などによる自然共生社会の実現、地震・津波災害の記録・教訓の収集・保存及び津波の影響を受けた自然環境の現況調査と経年変化状況のモニタリングのための検討、実施を行う。				
中・長期的(3年程度)取組み				
○ 平成 24 年度中を目途に、三陸復興国立公園(仮称)への再編成を実施する。				
○ 三陸復興国立公園(仮称)の取組として、調査、事業の実施等を進める。				
期待される効果・達成すべき目標				
○期待される効果:				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園における総合的な取組の中で、観光業及び農林水産業の振興に寄与するとともに、自然と共生する社会を実現するための取組及び災害の記録と伝承を進めることで、復興に貢献する。 				
○達成すべき目標:				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三陸復興国立公園(仮称)の指定(平成 24 年度中) ・ 三陸復興国立公園(仮称)の適切な管理・運営(平成 24 年度以降) 				

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		環境省
節	(1)	(3)	
項	①	⑪	作成年月日
目	(ii)		平成 23 年 11 月
これまでの取組み			
なし			
当面(今年度中)の取組み			
東北地方において、自治体、事業者等が連携して、使用済小型電気電子機器からレアメタル等を徹底回収する社会実験を実施。			
中・長期的(3年程度)取組み			
<p>東北の地域性を活かし、環境効率的にもビジネスモデルとしても最適な形で循環資源を収集、処理、利用するため、自治体を含む協議会等が行う循環拠点を中心とした資源循環計画の策定を支援。</p> <p>自治体、事業者等が連携して、製品プラスチック・食品廃棄物等の収集・リサイクルやびんのリユースに取り組む実証事業を実施し、東北地方における循環型社会の拠点づくりを促進。</p>			
期待される効果・達成すべき目標			
小型電気電子機器のリサイクル等を通じ、復興に際し廃棄物や循環資源などの静脈側の地域資源を最大限に活用することにより、東北地方を最先端の静脈ビジネス拠点とする。			

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(4)	
項	⑤	作成年月日
目	(xiii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p><震災廃棄物対策指針等の作成> 災害廃棄物対策については、平成 10 年 10 月に「震災廃棄物対策指針」を策定し、震災廃棄物の処理に係る防災体制の整備を各地方自治体に要請してきたところ。また、平成 17 年 6 月には「水害廃棄物対策指針」を策定し、水害廃棄物を含めて、災害廃棄物の処理に係る防災体制の整備を重ねて要請した。 毎年度実施する、全国都道府県環境担当部局長会議等においても、同様の要請を実施してきたところ。</p> <p><浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築> 平成 16 年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成 17 年度より新たに「循環型社会形成推進交付金」を創設。 市町村が、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)。計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p><震災廃棄物対策指針等の作成> 次年度以降の「震災廃棄物対策指針」見直しに向け、上位計画となる防災基本計画の見直しに向けた議論について情報収集を行う。</p> <p><浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築> 平成 23 年度3次補正予算案において、必要な経費を計上し、既に整備計画のある廃棄物処理施設のうち、東日本大震災に起因する災害廃棄物の広域的処理にも活用が可能な施設の緊急整備、及び被災地域の復興のための浄化槽整備を進める。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		

＜震災廃棄物対策指針等の作成＞

24 年度及び 25 年度において、震災廃棄物対策指針を見直し、各地方自治体に対して新たな指針を提示し、各都市における震災廃棄物対策計画等を見直しを要請するとともに、その見直し状況を調査する。

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

平成 24 年度予算概算要求において、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理を促進するため、広域処理による災害廃棄物の処理や被災地における処理能力増強、被災地における生活排水の早期回復に対する重点的な財政措置による廃棄物処理施設・浄化槽の整備の支援を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

＜震災廃棄物対策指針等の作成＞

25 年度以降、新たな指針に基づき、全国の各自治体において震災廃棄物対策計画等が見直され、その後速やかに、新たな計画における防災体制が整備される。

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進、良好な水環境や健全な水循環が確保及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進が図られる。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(3)	
項	⑫	作成年月日
目	(i)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>被災地において、倒壊した建築物の解体作業等によるアスベストの飛散、被災した工場等からの有害物質の大気・公共用水域（河川・海域）・地下水・土壌への漏出、津波による廃棄物の海洋への流出や油汚染等により、国民の健康への悪影響や生活環境の悪化が懸念されたため、有害物質等による環境汚染の有無・程度等の被災地の環境に関する基礎的な情報を緊急に把握するため、第 1 次補正予算等により、アスベスト、大気環境、水環境、土壌環境のモニタリング調査を実施し、結果を随時公表。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. アスベスト大気濃度モニタリング調査</p> <p>アスベストの大気濃度調査を実施し、住民等の安全・安心の確保に向けたより一層の飛散・ばく露防止施策の推進を図る。青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を対象とし、第 3 次補正予算成立後速やかに調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。</p> <p>2. 大気環境モニタリング調査</p> <p>避難所等付近において常時監視対象物質（浮遊粒子状物質等）、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質について緊急調査を実施。調査地点としては、第 1 次補正予算において調査を実施した地点及び追加要望のあった地点を想定しており、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を対象とする。第 3 次補正予算成立後速やかに調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。</p> <p>3. 水環境（公共用水域、地下水、海洋環境、閉鎖性海域）モニタリング調査</p> <p>公共用水域については、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の公共用水域の底質について、第 3 次補正予算成立後速やかに、砒素、鉛、PCB など有害物質の調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。</p> <p>地下水については、第 1 次補正予算において実施した上記 5 県の調査地点のうち、地下水環境基準値を上回る有害物質が検出された宮城県及び福島県の調査地点周辺において、年内に、追加的な詳細調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。</p> <p>海洋環境については、第 1 次補正予算等による調査に引き続き、汚染現況の経時的な変化を監視するため、第 3 次補正予算成立後速やかに、青森県沖から福島県沖において調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。また、国内外において関心が高まっている震災起因</p>		

漂流物について、漂流シミュレーションによる状況把握・予測、特定範囲での衛星データ等によるモニタリング等を実施予定。

閉鎖性海域については、周囲をほとんど陸域で囲まれた形状から外海との水の交換が悪いため、震災発生以後の陸域からの汚濁物質の流入等により水質等の悪化が懸念される被災地の閉鎖性海域について、第3次補正予算成立後速やかに、水質、底質、生物等の調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。

4. 土壌環境モニタリング調査

津波被災地域、PCBの流失等が確認されている事業所付近、火災発生地域等における特定有害物質及びダイオキシン類による土壌の汚染状況を把握するため、第3次補正予算成立後速やかに調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。

5. 化学物質環境実態追跡調査

被災した沿岸域において、環境基準等は設定されていないものの、残留性・有害性の高い物質（残留性有機汚染物質（POPs）及び被災した化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）の届出対象事業所の届出データより選定した化学物質）について、第3次補正予算成立後速やかに調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。

6. 被災地における石綿によるばく露に関する調査

被災地における石綿ばく露の現状を把握するための調査を実施。岩手県、宮城県及び福島県の10市町村程度を対象とする。第3次補正予算成立後速やかに調査を実施し、結果がまとまり次第公表予定。

中・長期的(3年程度)取組み

東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などによりアスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流物の発生等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査等を実施する。

期待される効果・達成すべき目標

モニタリング調査等の実施により、被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供により不安を解消することで復旧・復興に資する。